

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	東京都町田市	区分	単独・直営+社協委託
キーワード	専門職団体との連携、親族後見人支援、受任調整会議		

専門職を活用した事業検討と親族後見人支援

I. 概要

1. 自治体概要

人口	428,706人
面積	71.55km ²
高齢化率	26.7%
地域包括支援センター	12か所
日常生活自立支援事業利用者数	113人
障害者相談支援事業所	25か所
療育手帳所持者数	3,355人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	4,399人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
1,114人	820人	211人	62人	21人

(2018年12月末時点)

② 市長申立て件数

年度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件数	17件	23件	22件	12件
内訳	高齢者	14件	19件	12件
	障害者	3件	4件	2件

③ 市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
51人	31人	0人	30人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶ 中核機関の機能を分け現状から課題を探る

社協に委託してきた既存の「福祉サポートまちだ」について、1 広報機能、2 相談機能、3 利用促進機能、4 後見人支援機能に分け課題を明確化、短期・中期・長期的な目標に向けた事業を具体的に整理し、取り組みを実施。

▶ 市と社協の協力体制

中核機関への機能拡充に向けた検討は、市と社協が同じ方向を向いて柔軟に意を見交換。また、上記の課題を検討するための委員会を設置し、専門家等の委員も協力。既存の会議体の見直しも実施。

▶ 親族後見人支援の工夫

親族から成年後見制度の利用相談を受けた場合に、申立て支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組みを開始。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2009年4月	福祉サポートまちだ設置。
2018年度より	専門職団体からの声かけを受け、中核機関への機能拡充に向けた検討開始。
2018年4月～	福祉サポートまちだ事業充実検討委員会設置（全5回）。
2019年7月～	事業充実検討委員会で示された課題を整理し、具体的な検討のため、福祉サポートまちだ事業充実具体化委員会設置（全4回）。
2020年度	中核機関をパンフレット等で市内PR予定。 上記ふたつの委員会での検討内容を踏まえ、制度利用検討・候補者マッチングのための委員会（権利擁護支援検討委員会）設置予定。



POINT

Point 1

町田市は、全国的にも成年後見制度の活用へ向けた取り組みが先駆的な市の一つでした。その流れを社協が受け継ぎ実践していくなかで、行政との役割分担の整理などの課題がありました。2018年に専門職団体から協議の申し入れがあり、取り組みが一気に進みました。

Point 2

町田市と社協の協議の場に、専門職や相談窓口の職員が入り、現状の事業の洗い出しを行い、できていること、これから取り組むことが検討委員会で協議され、具体的に何をするかを2年かけて検討しました。その検討結果を踏まえ、2020年度からは、これまでは行政のみで検討していた市長申立が想定される事例も含めて、新たな支援検討委員会が動き出す予定です。

Point 3

以前より親族後見人の連絡会を開催していましたが、親族後見人が集まらず、周知が難しいという課題がありました。また、申立支援を実施した親族のその後や、親族後見人の困りごとが十分に把握できていませんでした。

そこで、来所された親族にアンケートを行うこととし、ニーズを探り、継続的な支援のあり方を検討できるようにしました。

既存の会議体を変えるための取り組みができたのはどうしてでしょうか？

利用促進機能において、関係機関等から制度利用の相談があった際に、これまでは市社協内で担当者が協議して支援の方向性を判断していましたが、それが本当に適切なのか非常に悩ましいケースが少なくありませんでした。広い視野をもった福祉や法律の専門家が参加したケース会議を実施できる必要性を痛感し、行政ともそのことを共有できたからです。



Ⅲ. 町田市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

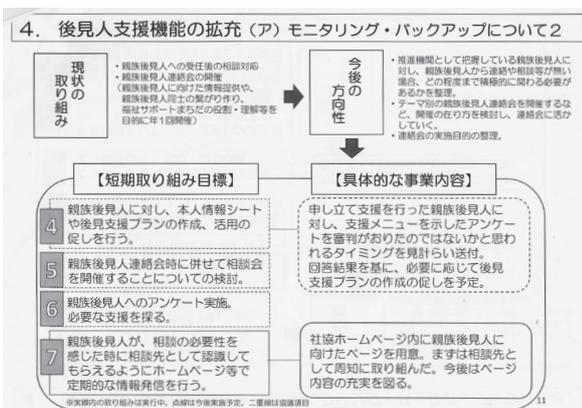
福祉サポートまちだは、設立して10年が経過し、現在の職員体制は合計6名（正職員3名、嘱託職員3名）で、町田市の委託費のほか、市社協の独自予算も入れて財源を確保しています。日常生活自立支援事業に関しては、別途、専門員を4名配置しています。

本人の支援に関わる関係機関からだけでなく、別居している親族からの相談が属性として最も多いことが特徴です。これから中核機関としての機能を果たすために、さらなる充実が必要となったこと、また、町田市の後見人等を受任している専門職団体から「協議の場を設けてほしい」という申し入れを受け、2018年に「事業充実検討委員会」を立ち上げました。①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能のそれぞれの

拡充、これによる不正防止効果について検討し、その際には、現状を認識し、課題を設定して、実施時期を明確にした具体的なチャート図をつくり、委員会で協議を進めました。そのような協議を経て、2020年度からは、権利擁護に関する支援方針の検討や、後見人候補者のマッチングや後見事務のモニタリング・バックアップを一体的に行う新たな協議の場として「権利擁護支援検討委員会」がスタートする予定です。

なお、このような協議・検討を通じて、担当職員においても以下のような気づきがありました。

- 日々多くの相談を受けていると、ともすれば支援方針の判断が事務的になってしまう危険性がある。制度利用の必要性の判断には、支援者側の視点が大きく影響していたかもしれない
- 本人の支援に関わる関係者が時間をかけて丁寧に本人と向き合い、本人の意思や希望を尊重した支援方針に基づいて支援することが本来求められている
- 中核機関の職員として、本人と親族や福祉・医療等の支援者との仲介役となって、本人目線の支援活動を実現できるよう心がけたい



※添付の図は、チャート図の一例で、親族後見人の支援についてあらわしたものです。

2. 親族後見人支援の工夫

町田市では、親族から成年後見制度の利用相談を受けると、申立支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組みを始めており、親族後見人の連絡会を開催するなどしていました。しかし、親族後見人が集まらず、周知が難しい、

申立支援を実施した親族のその後が分からない、親族後見人がどのようなことで困っているか分からないといった課題を抱えていました。

そこで、福祉サポートまちだでは、親族が相談等で来所された際に、アンケートの協力依頼を行

い、制度の利用意思の確認や、以下のような申立支援・親族後見人支援に関するセンターへの要望の有無等を確認することとしました。

- ①申立て書類作成時に、電話、メール、面談による進捗状況の確認や相談に対応してほしい。
- ②家庭裁判所への提出書類（申立て時・就任後）について確認をしてほしい。
- ③福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との話し合いの場の調整をしてほしい。
- ④親族後見人として就任後に相談にのってほしい。
- ⑤親族後見人として就任後の福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との顔合わせの場

の調整をしてほしい。

- ⑥定期的な情報発信をしてほしい。

さらに、こうした初回のアンケートに引き続き、年に数回、親族（後見人）に状況確認等のアンケートを実施し、定期的なアプローチを続けることで、具体的な支援につなげていくこととしました。

また、町田市では、親族後見人を含めた後見人等に引継ぎカンファレンスを実施しており、後見人等に就任した際に、後見人等の役割や、今までの状況・経過、今後の支援方針等を共有するため、支援関係者と後見人等の打ち合わせの場をコーディネートする取組を行っています。

3. 市民後見人養成と成年後見サポーター

町田市では、市民後見人の育成とあわせて、成年後見制度に関する正しい知識を持っている市民を地域に増やし、制度の啓発や周知の裾野を広げるため、成年後見サポーターというボランティアの仕組みを作りました。現在、約40名の市民が登録・活動しています。成年後見サポーターには、出張講座や親族後見人連絡会、パンフレットの発送等で協力してもらっており、地域に福祉サポー

トまちだという相談機関があることの周知にもつながっています。

また、市民後見人の育成との関係では、市民後見人の養成講座の応募者が減少傾向にあることや、後見人等の責任の観点から市民後見人となることに慎重な姿勢の市民も多いこと等を踏まえ、2019年度からは、『市民後見人養成コース』、『成年後見サポーターコース』、『聴講コース』の3つのコースを用意することとしました。

後見人等として直接的に支援に携わる市民だけではなく、我が事として成年後見制度を学び、成年後見サポーターとして取組を支える市民や、こうした経験を経て将来的には担い手としても活躍することができるような市民を、丁寧に、かつ、大切に育成していくことを目指しています。

担当者より

行政と中核機関がしっかり両輪として働くことが大切で、どちらかだけでは上手く進まないと思います。行政としても、今までやったことのないことをやろうとしており、柔軟性を大切に、社協からの提案・アイデアも踏まえて進められています。

中核機関等の取組以前にも、約10年という取組の蓄積はありましたが、他県を視察したり、他の地域で良いと思った取組を積極的に取り入れていくことで、できることから少しずつ整備・改善していています。それが積み重なっていけば、いずれ目指すべきところに行きつければと思っています。



■参考URL 連絡先

町田市地域福祉部福祉総務課
TEL: 042-724-2537

福祉サポートセンターまちだ
(町田市社会福祉協議会)
TEL: 042-720-9461

URL: <https://www.machida-shakyo.or.jp/shakyo/support.html>